

「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業 (再造林等のスマート化支援事業) 実施要領

第1 目的

この要領は、「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業（再造林等のスマート化支援事業）（以下「事業」という。）の実施について、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。）及び鹿児島県「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく取り扱いの細部を定めるものとする。

第2 事業の趣旨

森林資源の循環利用と公益的機能の持続的な発揮に向け、再造林、下刈又は鳥獣被害防止施設整備（以下「再造林等」という。）のスマート化に関する取組を支援することにより、再造林の一層の推進を図る。

第3 事業の内容等

再造林等のスマート化とは、各事業主体が(1)の工種の作業において、通常使用していない新たな機械や器具等を活用し、低コスト化、省力化又は軽労化に資する取組をいう。

(1) 事業内容等

工 種	事 業 内 容 等
再造林	人工林伐採跡地において行う苗木の植栽及びこれらに伴う作業とし、植栽本数は、2,500本/ha以下とする。
下刈	再造林実施箇所において行う雑草木の除去とし、対象林齢は1年生から5年生とする。ただし、秋植え等で1年目に下刈を実施しない場合、林齢6年生まで実施することができるものとする。
鳥獣被害防止施設整備	野生鳥獣による森林被害の防止等を図るために行う鳥獣被害防止施設の整備とし、再造林と一体的に行われるものとする。

(2) 補助対象となる区域（知事が別に定める区域）

要綱第2条の表中の補助対象経費欄の「知事が別に定める区域」とは、市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」（以下「効率的施業区域」という。）又は森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」（以下「特定植栽促進区域」という。）（指定が見込まれる区域を含む）をいう。

第4 採択基準

森林法第11条に規定する森林経営計画対象森林において、当該森林経営計画に基づき実施する再造林等とするほか、次の要件を満たすものとする。

(1) 造林補助事業など国庫補助事業（以下「造林補助事業等」という。）の活用

が見込まれるもの

第5 補助対象経費

この事業の補助対象経費は、次のとおりとする。

工 種	補 助 対 象 経 費
再造林	地拵え、苗木の購入、苗木運搬、仮植、植付けに要する経費（スマート化の取組を含む）
下刈	雑草木等の除去に要する経費（スマート化の取組を含む）
鳥獣被害防止施設整備	鳥獣被害防止施設の設置等に要する経費（スマート化の取組を含む）

(注) 林業機械経費については、この事業に必要な損料等（レンタル・リース料を含む。）の経費を計上するものとする。なお、購入費は対象としない。

第6 応募申請及び事業の選定

- 1 事業に応募しようとする者（以下「申請者」という。）は、「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業（再造林等のスマート化支援事業）応募申請書（以下「応募申請書」という。）を事業実施箇所の所在する県地域振興局、支庁、熊毛支庁屋久島事務所（以下「地域振興局等」という。）の長に提出するものとする。
- 2 地域振興局等の長は、提出された応募申請書を取りまとめ、環境林務部長に提出するものとする。
- 3 応募申請書については、別に定める事業選定委員会において審査を行い、補助対象事業者を選定する。
- 4 選定結果については、応募のあったすべての申請者に通知するとともに、地域振興局等の長にはその写しを送付するものとする。

第7 交付申請

補助金等の交付の申請をしようとする者は、要綱第3条に定める補助金等交付申請書を指定された期限までに事業予定箇所を管轄する地域振興局等の長に提出するものとする。

第8 補助金交付申請等に添付すべき書類等

- 1 要綱第3条第1項の(3)及び第6条第2項の(3)に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。
 - (1) 事業箇所明細表(別記第1号様式)
 - (2) 位置図（5万分の1の地形図に事業実施予定箇所の位置を記入したもの）
- 2 要綱第10条第1項の(3)に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。
 - (1) 事業箇所明細表(別記第1号様式)
 - (2) 位置図（5万分の1の地形図に事業実施箇所の位置を記入したもの）
 - (3) 施業図

ア 森林計画図等に施行地の測点及び測線が挿入された図面、実測図（千分の1を標準とする。）又は精度の高い図面のいずれかに、森林の所在地、座

標，方位，縮尺，面積，既設森林作業道の線形等を記入したもの。

イ 面積等は，ポケットコンパス等による測量又は精度の高い既存の図面を利用して求めること。

ウ 現地測量による面積は，小数点第3位を切り捨て第2位止め，周囲測量の閉合誤差は5%以内とし，測量野帳(別記第2号様式)を添付すること。

なお，測量の誤差の限度は，方位角及び高低角各2度，距離100分の5とする。

(4) 施行地ごとの事業実施前，スマート化の取組及び事業完了後の状況を撮影した写真

(5) 補助事業の補助金交付申請がなされている場合は，造林補助事業等の交付申請書添付の内訳表等

ただし，(2)～(4)については造林補助事業等で検査合格の箇所は省略することができる。

第9 補助金の算定

1 事業の補助金の額は，知事の定める定額単価に事業量を乗じて算出される金額(以下「標準経費」という。)と事業の実行に要した経費(以下「実行経費」という。)を比較し，いずれか低い金額をもって補助金の額(100円未満切り捨て)とする。ただし，造林補助事業等の補助金が交付される場合は，当該補助金額は控除するものとする。

2 前項の実行経費は，事業終了後に事業主体が森林所有者に報告する事業の実行に要した経費とする。

第10 確認検査

地域振興局等の長は，要綱10条に定める補助事業等実績報告書受理後速やかに，別に定める「稼ぐ力」を引き出すスマート林業推進事業(再造林等のスマート化支援事業)確認検査要領に基づき確認検査を行うものとする。

第11 実施報告

地域振興局等の長は，各事業主体から提出のあった実績報告書及び次に掲げる書類を取りまとめ，事業実施翌年度の4月末日までに環境林務部長に送付するものとする。

(1) 再造林等のスマート化の取組状況(別記第3号様式)

第12 その他

1 事業主体は，地域振興局等と連携し，再造林等のスマート化の取組を地域に波及させるためのPR活動に努めること。

2 知事は，事業の推進上必要と認める場合には，事業主体に対して報告を求めることがある。

3 この要領に定めるもののほか，事業実施に必要な事項は別に定める。

4 この要領により難しい事項については，知事の承認を受けるものとする。

附 則

この要領は，令和5年5月16日から施行する。

再造林等のスマート化の取組状況

1 取組概要

事業主体	
事業種目	
取組テーマ	
面積(延長)	
森林所在地	
林小班	
取組内容	(取組内容) (創意工夫したポイント)
事業費	円 (うちスマート化の取組に係る経費 円)

2 「スマート化の取組」と「従来型作業」とのコスト比較

(単位：円)

工種等	スマート化の取組	本事業での取組の場合 ①	従来型作業の場合 ②	差 ②-①

(注) スマート化の取組内容は、クラッシャーによる地拵え、ドローンによる苗木運搬、自走式下刈機械の活用、アシストスーツの活用など取組内容を端的に記載すること。

3 「スマート化の取組」と「従来型作業」との人工数比較

(単位：人)

工種等	スマート化の取組	本事業での取組の場合 ①	従来型作業の場合 ②	差 ②-①

4 課題・今後の展開